

役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人新冠ほくと園（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）及び評議員並びに法人より委任を受けた第三者の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員及び評議員並びに法人より委任を受けた第三者の報酬等の支給は、次の通りとする。

- （1）常勤役員（1週間の勤務時間が32時間以上の者）については、月額報酬及び賞与を支給することができる
- （2）非常勤役員については、原則として月額報酬を支給しない。ただし、理事会等への出席、又は法人業務を行う場合には、日額報酬及びその費用を弁償する
- （3）評議員については、月額報酬を支給しない。ただし、評議員会等への出席、又は法人業務を行う場合には、日額報酬及びその費用を弁償する
- （4）法人より委任を受けた第三者については、月額報酬を支給しない。ただし、会議等への出席、又は法人業務を行う場合には、日額報酬及びその費用を弁償する

（常勤役員の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）月額報酬及び賞与を支給するときは、その任期中における支給額を評議員会の決議によって定めるものとする
- （2）職務のため出張したときは、旅費規程に準ずる額とする。ただし、交通費の実費が、規程の額を超える場合には、その実費とする

（非常勤役員の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員に対する月額報酬は、原則として支給しないが、次の各号による区分に応じて報酬等の額を定めるものとする。

- （1）非常勤の理事長の職にある者にあつては、別表1に定める額とする
- （2）理事会等の会議への出席、監査業務又は法人業務を行う場合には、別表2に定める額と費用弁償の額とする
- （3）職務のため出張したときは、旅費規程に準ずる額とする。ただし、交通費の実費が、規程の額を超える場合には、その実費とする

(評議員及び法人より委任を受けた第三者の報酬等の算定方法)

第5条 評議員並びに法人より委任を受けた第三者に対する月額報酬は、支給しないが、次の各号による区分に応じて報酬等の額を定めるものとする。

(1) 評議員会等の会議への出席、又は法人業務を行う場合には、別表2に定める額と費用弁償の額とする

(2) 職務のため出張したときは、旅費規程に準ずる額とする。ただし、交通費の実費が、規程の額を超える場合には、その実費とする

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等の支給時期は、次の各号による区分に応じて定める時期とする。

(1) 常勤役員及び非常勤理事長の報酬については、原則毎月25日とし、職員給与規程に準じた日とする

(2) 常勤役員の賞与については、6月と12月とし、職員給与規程に準じた日とする

(3) 非常勤役員、評議員並びに法人より委任を受けた第三者に対する報酬及び費用弁償は、当該会議又は業務に出席した都度、支給する

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員又は非常勤理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員又は非常勤理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員又は非常勤理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理をする。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる

(公表)

第 10 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める
報酬等の支給の基準として公表する

(改廃)

第 11 条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
平成 2 9 年 4 月 1 日改正

別表 1（非常勤役員の報酬）

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	月額 50,000 円

別表 2（費用弁償）

役 職 名	報 酬 の 額	交 通 費
理 事 会	日額 6,400 円	車賃 20 円/1km (1km 未満四捨五入)又は公共交通機関を利用した場合は実費
評 議 員 会	日額 6,400 円	
監 査 業 務	日額 6,400 円	
そ の 他 会 議 等	日額 6,400 円	
法 人 業 務 等	日額 6,400 円	

※上記について、同日に複数回出席した場合において重複支給はしない。